

○中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置 (法人税・所得税・法人住民税・事業税・固定資産税)

- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づく税制措置として、固定資産税の特例（3年間1/2に軽減）、中小企業経営強化税制（即時償却等）を措置することで、サービス業も含め、幅広い中小企業の生産性向上を強力に後押し。
- 経営力向上計画の認定が不要な中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制（いずれも30%特別償却等）も引き続き措置。

概要 【適用期限：いずれの措置も平成30年度末まで】

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	地方税	【固定資産税の特例】 3年間1/2に軽減 〔生産性が年平均 1%以上向上〕			【固定資産税の特例】 3年間1/2に軽減 〔生産性が年平均 1%以上向上〕
	国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） 〔生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資〕			
		【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用			【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

※ソフトウェアは無形固定資産に該当するため、固定資産税の申告対象とはなりません

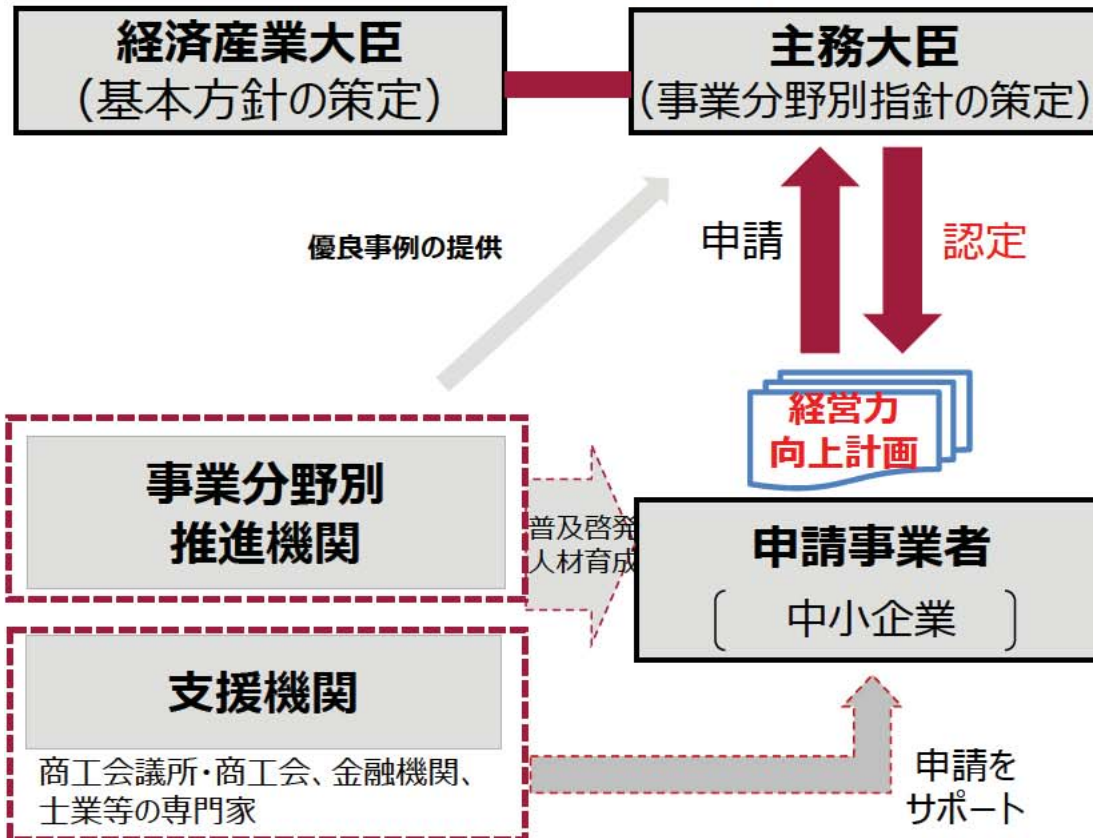
1. 固定資産税の特例 (固定資産税)

- 赤字法人にも課せられる固定資産税について、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資に係る固定資産税を3年間にわたって1/2に軽減。
- 平成29年度税制改正で、サービス業の生産性向上を促すため、対象設備に一定の器具備品・建物附属設備し、拡充（平成30年度末まで）。

概要

【適用期限：平成30年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



【追加する対象設備】

- 中小企業者が認定計画に基づき、平成30年度末までに取得する **一定の器具備品・建物附属設備等**
※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
- **生産性を高める設備**が対象（H29年・30年に新規取得）
（旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上（工業会等による確認）等）

【特例措置】

- 固定資産税の課税標準を、**3年間 1/2に軽減**。

【対象地域・業種】

- ① 最低賃金が全国平均未満の地域 → **全ての業種**
 - ② 最低賃金が全国平均以上の地域
 → **労働生産性が全国平均未満の業種**
- ※機械装置については、引き続き**全国・全業種対象**。

<対象設備の例>



2. 中小企業経営強化税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。
- 平成29年度税制改正で、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、創設（平成30年度末まで）。

概要

【適用期間：平成30年度末まで】

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)
要件	<ul style="list-style-type: none"> ①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備 	<ul style="list-style-type: none"> ①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置 (160万円以上) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上) ◆器具・備品 (30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備 (60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア (70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置 (160万円以上) ◆工具 (30万円以上) ◆器具備品 (30万円以上) ◆建物附属設備 (60万円以上) ◆ソフトウェア (70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除 (資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外。²⁷

3. 中小企業投資促進税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
- 平成29年度税制改正で、対象設備等について一部見直しを行い、適用期限を2年間延長。

概要

【適用期間：平成30年度末まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等） ・ 従業員数1000人以下の個人事業主 				
指定事業	<p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く)</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p>				
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置【1台160万以上】 ・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】 ・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く ・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象） 				
措置内容	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">30%特別償却 又は 7%税額控除</td> </tr> <tr> <td>資本金3,000万超の中小企業</td> <td style="text-align: center;">30%特別償却</td> </tr> </table>	個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除	資本金3,000万超の中小企業	30%特別償却
個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除				
資本金3,000万超の中小企業	30%特別償却				

4. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした 経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
- 平成29年度税制改正で、適用期限を2年間延長。

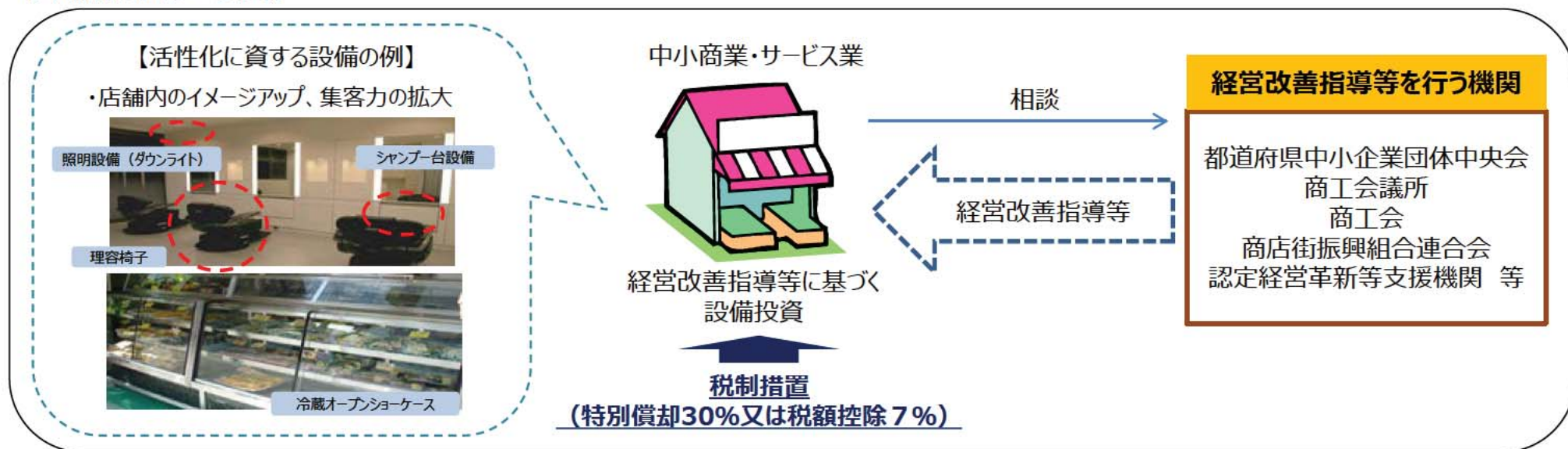
概要 【適用期間：平成30年度末まで】

○本税制は、商業・サービス業者等が経営改善設備（※1）を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除（※2）ができる措置。

（※1） 認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。
器具・備品（ショーケース、看板、レジスター等）：1台30万円以上
建物附属設備（空調施設、店舗内装等）：1台60万円以上

（※2） 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】



5. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）

（法人税・所得税・法人住民税）

- 研究開発を行った場合、その試験研究費の一定割合の金額を法人税額や所得税額から控除。
- 平成29年度改正で、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加するとともに、中小企業向け支援を強化するため、試験研究費が5%超増加した場合に控除率・控除上限を上乗せする等の見直しを行った。

概要 【適用期間：時限措置については平成30年度末まで】

【C.高水準型】
試験研究費割合10%超の部分について税額控除できる制度
〔試験研究費割合10%超の場合の措置〕

【A'-①】
控除上限 最大10%上乗せ
上乗せ控除上限 = (試験研究費割合 - 10%) × 2

【A'-②】
控除上限 10%上乗せ
〔中小企業者等の試験研究費増減割合が5%超の場合の措置〕

控除上限最大で 合計40%

〔時限措置〕

上乗せ控除上限：10%

【A-①.総額型】
試験研究費総額にかかる控除制度

控除率 (Y軸): 6%, 8.5%, 9%, 14%

増減試験研究費割合 (X軸): 25%減少, 増減なし, 5%増加, 約22%増加

【A-②.中小企業技術基盤強化税制】
(控除率)

控除率 (Y軸): 12%, 17%

増減試験研究費割合 (X軸): 5%増加, 約22%増加

控除上限 25%

+

控除上限 5%

【B.オープンイノベーション型】
大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用（特別試験研究費）総額にかかる控除制度

控除率：
相手方が大学・特別研究機関等の場合:30%
相手方がその他（民間企業等）の場合:20%

〔恒久措置〕

控除上限：30%
総額型 25%
+
O I 型 5%

※控除率について、
A-①：10%超
A-②：12%超
の部分は**時限措置**